

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 6 月総会議事録

期 日 令和7年 6月10日(火)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

1、 総会事務局開会宣言 午後 19 時 00 分

1 番 田所 義信		
	5 番 松江 英幸	
	8 番 中村 明	9 番 大内田 峰夫
10 番 原口 友博	11 番 山下 理江	12 番 原 健治
13 番 横田 裕子		

2番	中島 隆
3番	藤川 航
4番	西山 一郎
6番	宗吉 弘行
7番	星野 宗広

干住 幹雄

5、事務局長開会あいさつ

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、●●番 ●●委員

その他

事務	局長	それでは、定刻になりましたので今から、令和 7 年度 6 月の農業委員会を開催いたします。 それでは田所会長お願いします。
議	長	皆さんこんにちは。先日からの雨で川も水が随分増していると思います。その中で田植えも終わった方もおられますが今からと言う方もおります。河川の増水には十分注意してですね、作業を大進めていってほしいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。 以上です。
事務	局長	ありがとうございました。 本日は●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんが欠席の連絡がありました。 本日は農業委員会 13 名中、現在 8 名の出席でありますので、定数に達してますので総会は成立いたします。 また、推進員さん 6 名中ですね、1 名の欠席がありまして、5 名の出席であります。 これより議事を行いたいと思います。 議長は会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。 それでは会長お願いします。
議	長	はい。 それでは議事に入ります。 議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。 議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。
委 議	員 長	はい。 異議なしと認め議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番●●委員お願いいたします。 それでは議案に入ります。 議案第 1 号、番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明お願いいたします。
北代	主事	はい。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について番号 1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、年齢●●、家族構成人員●●、農主●●、農従なし、耕作面積、自作地、貸付地、ともになし。農機具の状況、刈払機等。 譲渡人、北九州市●●●●丁目●●番●●-●●号、氏名、●●、年齢●●、人員 2、農主、農従なし。 自作地、854 m²、農機具なし。 土地の所在、大字田原字●●、地番●●番、地目、●●、地積●●m²、通作時間、車で●分、申請理由は●●であります。 4 ページに営農計画書が出ています。 ●●さんに関しては所有している農地がなくなることです以上です。

議	長	今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●推進委員補足説明をお願いします。
●●	委員	先日、事務局と●●委員で現地確認に行ってきた。毎年きれいに管理している農地なので●●さんが買って問題ないと思います。以上です。
議	長	今、事務局と現地確認に行った●●推進委員補足説明が終わりました。質疑のある方いますか。
●●	委員	今回、●●さんがこの農地を買うということですが、今までに繁永さんの関わる案件は問題のある案件ばかり●●市の●●さんの●●などありますが目的はなんですかね、営農計画書も1年目しか出ていないし。
北代	主事	営農計画書は1、2、3年目と言う事で出ていまして3条の許可基準3年3作ということは伝えています。
●●	委員	あそこは青地ですか。
北代	主事	青地ではありません、白地ですが農振地域には入っています。農地としてひと団地になっていますので転用するとかなくても県からも第1種農地とみなすので転用はなかなか難しいと言われると思います。仮に転用するとしても一段下がっていますので、だいぶ埋め立てないといけないと思いますし3年3作はお願いしています。
議	長	今、●●委員から意見が出ました。過去に色々な問題があったけど今回の案件については、どうだろうかということですが皆さんどうですかね。
●●	委員	法律的には問題はないんですか。
北代	主事	3年3作は川崎町農業委員会が独自に決めていることで法律的には罰則はないです。農地を買うにも以前は下限面積40aとかもありましたが、今は撤廃されています。3条で農地を買うと言う事は農地として使うということです。書類的にもきちんと揃っている、後は総会で審議をすると言う事です。
●●	委員	本人がすると言う事なんですけど農機具はどうするんですか。
北代	主事	リースで借りてると言っていました。
議	長	色々意見が出ていますが他にないですか。
委	員	なし。
議	長	ないようですのでお諮りいたします。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。
		続きまして、議案2号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。
北代	主事	はい。
		議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について番号1、譲受人、住所、福岡市博多区●●●●番1号、氏名、

株式会社●●、代表取締役、●●。
譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●。
土地の所在、大字川崎字●●、地番●●番 3、●●番 4、
●●番 1 現況地目、全て田、地積、上から順番に 895 m²、114
m²、1,342 m²、譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、
氏名、●●。土地の所在、大字川崎字●●、地番●●番 2、●●
番 1、現況地目、全て田、地積、上から順番に 246 m²、1,216
m²、総合計、5 筆、3,813 m²です。

申請理由は●●です。

申請目的は、●●及び●●として利用したいとのことです。

7 ページを見てください。さきほど黄色いマーカーを引いたとこ
ろ 402 m²ありますが農地ではなく雑種地です。隣りの●●の●
●も借りて●●の進入路として利用します。建物は 1,677 m²、
500 坪、駐車場は 2,538 m²、770 坪、完成予定は来年の 4 月
～5 月を予定しております。メインの入り口は●●さんの農地●
●●番 1 からになります。黄色いマーカーを引いた方は●●側か
ら入れますが建物としてはバックヤード（荷物の搬入）側にな
ります。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員
補足説明をお願いいたします。

●● 委員

5 月の 29 日に事務局と●●推進委員と現地確認をしました。現
地は先ほど事務局が説明しましたように●●前で、ここ 2 年くら
いは田として耕作していなかったようで草も少し生えていました
が特に問題はないと思います。以上です。

議 長

ただいま事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑の
ある方、挙手をお願いいたします。

ございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第 2 号、番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請につ
いて承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 1、農地法 5 条の規定に
よる許可申請については原案どおり可決とし、県へ進達いたしま
す。

続きまして議案第 3 号番号 1、非農地証明願について事務局説明
をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 3 号、非農地証明願について番号 1、申請者住所、北九州
市●●●●丁目●●番●●-●●号、氏名、●●、土地の所在、
大字池尻字●●、地番●●番 18、登記地目、田、現況地目、雑
種地、地積、428 m²、同じく地番●●番 4、登記地目、田、現
況地目、雑種地、地積、13, 61 m²、合計 2 筆の計 441, 61
m²、申請理由は 30 年より前から雑種地（原野）として課税され
ていて農地への復旧が困難である。以上です。

議 長
●● 委員

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員
補足説明をお願いいたします。

議 長

6月2日に現地確認をしました。ここは●●の横ですでに原野化
しています。別に問題はないと思います。

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。
質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第3号番号1、非農地証明願いについて承認することに賛成
の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第3号番号1、非農地証明願については原
案どおり承認といたします。

続きまして議案第3号番号2、非農地証明願について事務局説明
をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第3号番号2、非農地証明願について、申請者住所、●●番
地の18、氏名、●●、土地の所在、大字安真木字●●、地番●
●番1、登記地目、田、現況地目、原野、地積、2,312㎡、同
じく字●●、地番●●番1、登記地目、田、現況地目、原野、地
積、3,854㎡、同じく字●●、地番●●番1、登記地目、田、
現況地目、原野、地積、966㎡、合計3筆の計7,132㎡、申
請理由は26年より前から原野として課税されていて農地への復
旧が困難である。

平成●●年、●●会長時代に●●、●●、●●地区などの山林も
しくは原野化した農地についての非農地判断をした農地ないの一
部です。現地確認委員は●●委員、●●推進委員です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補
足説明をお願いいたします。

●● 委員

事務局と現地確認をしました。ここは●●よりさらに奥に入っ
ていったところですよ。私が知っている限り大きな石が散乱してい
ても農地として戻せないです。非農地証明願を出しても別に
問題はないと思います。以上です。

続きまして、報告第1号、番号1、農地法第18条第6項の規
定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたしま
す。

北代 主事

はい。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解
約）について、番号1、賃貸人、住所、●●123-2、氏名、●
●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地
の所在、大字川崎字●●、地番●●番1、地目、田、地積、
1,317㎡、契約期間、令和●●年11月20日から令和●●年
11月19日までの3年間となっています。

権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は賃借人高齢化による事情のため、あとは●●委員が耕作する予定と聞いています。

以上です。

議 長

続きまして、報告第 1 号、番号 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について、番号 2、賃借人、住所、●●丁目 22-16、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字●●、地番、●●番 1、地目、畑、地積、1,359 m²、同じく川崎字●●、●●番 1、地目、畑、地積、1,174 m²、合計 2 筆、計 2,533 m²、契約期間、令和●●年 5 月 20 日から令和●●年 5 月 19 日までの 10 年間となっています。

権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は農地の所有者の申出により。以上です。

議 長

この件は報告だけですので、お諮りすることはありません。以上議案が終わりました。それではその他何かありませんか。なし。

それ以外にほかに何かありますか。

ありません。

無いですかね。

無いようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は 7 月の 10 日、木曜日、昼の 1 時 30 分から開催いたします。

時間を間違えないようにお願いいたします。

以上をもちまして川崎町農業委員会 6 月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございます。

閉会 19 時 29 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

5 番委員 _____.

8 番委員 _____.

議 長 _____.